

東京都高等学校吹奏楽コンクール

実 施 規 定

東京都高等学校吹奏楽連盟

1. 参加組および人員

- ① 参加組をA組・BⅠ組・BⅡ組・C組の4組とする。
- ② 各組の人員は、A組55名以内・BⅠ組35名以内・BⅡ組30名以内・C組20名以内で、各組とも指揮者はこの人員に含まない。

2. 参加資格

- ① 本連盟加盟の高等学校で、その構成メンバーは同一高等学校に在籍し、正規の授業またはクラブ活動として吹奏楽を習得している生徒とする。但し、同一経営学園内の中学校生徒は認める。また、今大会の出演者は他の部門大会（中学校・職場・一般の大会）に重複しての出場はできない。
- ② BⅡ組に出場する団体は、同一校でA組・BⅠ組に出場することはできない。
- ③ 同一校で、同じ組に2団体以上出場することはできない。
- ④ 同一奏者が、二つ以上の組に重複して出場することはできない。
- ⑤ 演奏は同一メンバーで行うこと。但し楽器の持ち替えは認める。
- ⑥ 指揮者は学校長の承認を得た者とする。なお、指揮者が楽器を持って演奏に加わることはできない。また、課題曲・自由曲とも、同一人が指揮をすること。
- ⑦ あらかじめ届け出た指揮者が指揮をすること。ただし、やむをえない事情で変更するときは、大会の開始時間までに、学校長名による文書で変更願いを提出し、本連盟理事長の承認を受けなければならない。
- ⑧ BⅡ組の指揮者は、上位大会の実施規定に則り、上位大会では二つ以上の団体を重複して指揮をすることはできない。

3. 課題曲・自由曲および演奏

- ① A組では、課題曲・自由曲の順で演奏する。
- ② 課題曲は、スコアに指定された編成を尊重すること。
- ③ A組自由曲は、木管楽器・金管楽器・打楽器、その他スコアに指定された編成で演奏すること。電子楽器は使用できないがピアノの使用はできる。但し、使用楽器は会場の規制に従わなければならない。なお、同一曲を演奏する上位大会では上位大会の実施規定に従わなければならない。
- ④ BⅠ組・C組の自由曲は木管楽器・金管楽器・打楽器、その他スコアに指定された編成で演奏すること。但し、使用楽器は会場の規制に従わなければならない。電子楽器及びピアノの使用はできない。
- ⑤ BⅡ組の自由曲は木管楽器・金管楽器・打楽器、その他スコアに指定された編成で演奏すること。但し、使用楽器は会場の規制に従わなければならない。ピアノおよび電子楽器（エレキベース）の使用については、上位大会の実施規定に則り使用を認める。
- ⑥ あらかじめ届け出た楽曲を演奏しなければ、審査は受けられない。
- ⑦ 自由曲は、著作権法に抵触しない楽曲を演奏すること。著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者等から編曲の許諾を受けなければならない。編曲の許諾書は、コンクール参加申込書とともに添付し、コンクール当日必ず持参していること。なお、同一曲を演奏する上位大会で違反が判明し、失格などの処置となっても、当連盟は責任を負わない。
- ⑧ 演奏時間は、A組は課題曲の演奏開始から自由曲の終了まで12分以内、BⅠ組・BⅡ組・C組は届け出た楽曲の演奏開始から終了まで7分以内とする。
- ⑨ 演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。なお、演奏時間は当連盟による計時のみ有効とする。
- ⑩ 出演日・出演会場・出演順は、本連盟が決定する。

4 , 審査および表彰

- ① 審査員は原則として、木管楽器・金管楽器・打楽器等の各分野からバランスを考慮して選出する。
- ② 審査員は、全理事が推薦する候補者の中から理事会において選出し、理事長が交渉・委嘱する。
- ③ A組・BⅡ組審査員は7名で行い、課題曲・自由曲の「技術」と「表現」各2項目の計4項目について、19段階で評価する。評価集計は、4項目それぞれに付けられた最高点と最低点を除いて行う。
BⅠ組・C組審査員は5名で行い、演奏曲の「技術」と「表現」2項目について19段階で評価する。
- ④ 審査員の評価集計結果を3つにグループ分けし、得点の上位から金賞・銀賞・銅賞の3段階に振り分けを行う。なお、グループ分けが困難な場合には、3：3：4の割合を目安として振り分けを行う。
- ⑤ 上位大会への出場校は、A組及びBⅡ組の、それぞれ得点上位校より選出する。同点の場合には、審査員の決選投票を行う。
- ⑥ 各賞及び上位大会出場校の決定は、上記④⑤に基づき、審査員の了解を得て理事長が行う。
- ⑦ 本連盟コンクール規定諸事項のいずれかに違反していると認められた場合、または本連盟規約の目的に反し、高校教育の場としての品位を傷つけるような行為があった場合は失格とし、審査の対象とならない。また審査の結果について反論・質問・抗議を行ったり、審査員に対して失礼な言動をしてはならない。
- ⑧ 審査結果発表前に違反の事実が判明した場合は、学校代表者（顧問等）にその旨を伝える。失格となった学校は表彰式に参加できない。また発表後に違反の事実が判明した場合は、審査の結果を無効とする。

5 , 付則

- ① その他、開催上の細目については理事会が定める。
- ② この規定は理事会の議決により改訂することができる。

| | |
|------------|------|
| 平成12年4月18日 | 一部改定 |
| 平成13年3月15日 | 一部改定 |
| 平成14年3月14日 | 一部改定 |
| 平成15年4月15日 | 一部改定 |
| 平成19年3月2日 | 一部改定 |
| 平成21年4月9日 | 一部改定 |
| 平成22年3月18日 | 一部改定 |
| 平成23年4月12日 | 一部改定 |

— 以 上 —